

平成29年度

学校いじめ防止対策基本方針

習志野市立鷺沼小学校

1 基本理念

いじめ防止対策推進法第2条（いじめの定義）、第3条（基本理念）、第8条（学校及び学校の教職員の責務）等を踏まえ、学校におけるいじめ防止基本方針を定める。

（1）いじめの定義

いじめとは、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

（2）基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

また、これを放置することなどもないよう、いじめ問題に関する児童の理解を深める。そして、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが重要であることを認識しつつ、いじめの問題を克服することを目指す。

（3）学校及び学校の教職員の責務

基本理念にのっとり、保護者、地域、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合には適切かつ迅速に対処する責務を有する。

2 いじめ防止等の対策組織の編成

（1）名称

習志野市立鷺沼小学校いじめ防止対策委員会

（2）役割

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
・実行・検証・修正の中核としての役割

- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童・生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割があげられる。
また、学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。

(3) 構成員

- ①学校いじめ防止基本方針の策定
校長、教頭、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当教員、教務主任、教育相談担当教員、養護教諭、PTA役員、学校評議委員
- ②いじめの相談・通報の窓口
教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当教員
- ③いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
生徒指導主事、各学年の生徒指導担当教員
- ④いじめが認知された場合の対応
校長、教頭、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当教員、教務主任、教育相談担当教員、養護教諭、関係学年主任、学級担任、スクールカウンセラー、民生委員・児童委員、PTA学級役員、その他関係機関職員

3 いじめの未然防止

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(1) 道徳教育及び特別活動の充実

- ・全ての児童に、いじめを絶対にしない、絶対にさせない、絶対に許さないという心情や態度を育てるために、道徳教育の年間指導計画を見直す。また、道徳授業の公開を行う。
- ・鹿野山セカンドスクールなどの豊かな体験活動や福祉教育の内容をさらに充実させる。
- ・児童会を中心に、いのちを大切にするキャンペーン、いじめ撲滅運動などを全校朝会などの機会に定期的に行う。
- ・上記内容を、学校だよりや学校ホームページ等を通して保護者等へ知らせる。

(2) 生徒指導の機能を生かした授業の展開

- ・教師は、わかる授業の展開を通じて生徒一人一人に自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を与えるなどの取組に努める。
- ・公開研究会、訪問、各種研修（初期層など）を通して、教師の授業力を高める。
また、教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することに配慮する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめ等の防止

- ・情報モラル教育を教育課程に位置づけ、最新の情報に基づいた内容にしていく。
- ・入学説明会、懇談会などを通して保護者への協力を呼びかける。
- ・ネットパトロールや青少年センター、警察など関係機関と連携を密にしていく。

(4) 児童を中心としたいじめ未然防止への対応

いじめを未然防止するためには、児童の人権意識を啓発し、いじめは許されない行為であることを自覚させていかなければならないが、これは教師が一方的に押しつけるものではなく、児童自らが実感することを通して、学級や学年、学校全体にいじめをなくしていくという風土を醸成していかなければならない。そのためには、児童が中心となった自覚的な活動が有効である。そこで、以下の内容を、計画的・段階的に推進していく。

- 児童会を中心とした活動
 - ・あいさつ運動
 - ・いじめに関する劇の発表 等
- いじめ防止に関する各学級からの代表者会議の開設
 - ・いじめゼロ宣言の採択
 - ・いじめに関する標語、意見の発表（昼の校内放送） 等
- 関係機関等との連携

4 いじめの早期発見、早期対応

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識に立つ。

（1）早期発見のための取り組み

- ・いじめの状況把握のため学期に1回のアンケート調査とそれに伴う面接指導等を確実に行う。また、事後指導を継続的に行う。
- ・月に1回の教育相談日を設けたり、保健室前に相談ボックスを設置したりするなど、相談機能を充実させる。
- ・昼休み等授業時間外も児童・生徒の人間関係を観察する等、日常的にいじめの早期発見に取り組む。また、そのための教師力向上に努める。

（2）早期対応について

- ・児童の小さな変化にも気を配り、指導するなどし、連絡帳や電話などで保護者にも速やかに知らせる。また、保護者からの訴えには、迅速に対応し、事後指導を継続的に行う。
- ・原則として、教育相談担当、学級担任が通報窓口となり、通報を受けた場合は学校あるいは、学年など組織で対応するよう管理職を含め教師間での報告、連絡、相談を確実に行うようにする。
- ・児童に対して、いじめられたら教師に相談することやいじめを見つけたら教師に通報することの勇気を持つように日常的に指導する。
- ・学校以外にいじめの相談・通報窓口の周知を図る。

〈国の機関〉

- ・文部科学省24時間子供SOSダイヤル 0570-0-78310
- ・法務省子どもの人権110番 0120-007-110

(平日8:30~17:15)

〈千葉県の機関〉

- ・千葉県警 ヤングテレホン 0120-874-152
- ・中央相談所 代表電話 043-253-3101

〈習志野市の機関〉

- ・習志野市総合教育センター 相談窓口 047-475-8341

(平日8:30~17:15)

5 いじめを認知した場合の対応、指導

(1) 対応について

- ・いじめ被害者の心情理解に努め、徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。また、今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、細かな点に配慮した具体的な対応策を示す。
- ・いじめ加害者や周辺の児童・生徒への聴き取り調査などについては学年あるいは対策委員会など組織的に行う。また、聴取内容は記録をとり時系列にまとめて保存しておく。さらに、聴取時間や聴取場所、休憩や食事時間、聴取の仕方などについては教育的配慮を怠らないようにする。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることを防止するため、加害者への毅然とした指導を行う。また、これを被害者に約束する。
- ・聞き取り調査などの結果については、被害児童、加害児童、双方の保護者へ報告し、話し合い等の機会を設ける。
- ・事件性がある場合には、警察への通報や協力要請など臨機応援に関係機関との連携を図る。

(2) 指導について

- ・近隣中学校のスクールカウンセラーを活用するなど、被害児童のケアを行う。また、被害者が安心して学校に通学できるよう別室登校などの措置も視野に入れ、児童あるいは保護者からの要望に応えられるようにしておく。
- ・加害児童に対しては、いかなる事情であってもいじめは決して許される

ものではないということを理解させる。そのため、毅然とした態度で指導に当たり、児童が心から反省できるようにする。また加害児童の状況に応じて、警察や児童相談所などの関係諸機関と連携しながら指導を進めることもある。

- ・加害児童の保護者に対しては、児童の反省を促すための協力が得られるよう、事実を正しく認識させ受け入れさせる必要がある。また、学校の指導方針に理解を得られるよう、細心の注意を払って説明などを行う。さらに、加害児童の保護者自身が問題を抱えていることもあり得るので、その場合は教育委員会などの関連機関と連携しながら指導を進める。
- ・いじめ防止対策推進法に規定されているように、教育上必要があると認められるとき（例えば被害者が非常に恐れている場合など）は、学校教育法に基づく懲戒あるいは出席停止制度の運用について検討の必要性が生じることがある。
- ・上記いじめの加害児童及び保護者に対する対応については、事前に全児童並びに保護者に周知しておく。
- ・加害者・被害者にとどまらず観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている傍観者に対しては、学級指導、学年・全校集会あるいは保護者会を開くなどして十分に理解が得られるようにする。
- ・終息した事案についても、いつ再燃、再発するか解らないという視点に立って児童の行動や様子について注意深く見守るとともに、保護者との連絡を継続的に取り合い、学校や家庭での様子について情報交換する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、以下の(ア)、(イ)の場合を示す。

(ア) いじめにより、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

など、児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる疑い

があると認めるとき。

- (イ) いじめにより、児童が「相当期間 ※」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、以下の(ア)～(イ)のように対応する。

- (ア) 学校内及び教育委員会への報告、連絡を確実に行う。

(校内) 発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長
(※順序を示しているが、緊急時には、臨機応変に対応する。)

(校外) 校長→習志野市教育委員会指導課(451-1132)
(※電話での第1報後、改めて文書により報告する。)

- (イ) 速やかに緊急対策本部を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行う。その際、調査の方法等については教育委員会の指導を仰ぐ。

- (ウ) (イ)により知り得た事実関係その他必要な情報は、被害児童とその保護者に適切に提供する。

- (エ) 必要に応じて警察等関係機関に通報するなど、適切な関係機関と連携しながら、被害児童への対応、加害児童への対応、該当しない一般の児童への対応、それぞれを確実にを行う。

7 公表、点検、評価

本方針については、児童に趣旨と内容を理解させて未然防止、早期発見・即時対応に資するとともに、以下のように保護者・地域住民等に広く周知して理解と協力を仰ぐ。

また、方針の内容について、毎年度、点検・評価して改善を図る。

- (1) 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載して周知する。

(2) 年度ごとの学校評価を行う際に、いじめ問題への取り組み状況を保護者、児童、所属職員等で評価し、基本方針等の見直しを行って改善していく。

<評価の視点>

- 本校の実態を反映しているか。
- 内容が周知されているか。
- 校内の体制が機能しているか。
- 地域や外部機関と連携・協力体制は適切か。